

大個審答申第 129 号
令和 2 年 3 月 19 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 松本 和彦

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 30 年 3 月 13 日付け大福祉第 4316 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が平成 30 年 1 月 16 日付け大福祉第 3444 号により行った不存在による非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、平成 29 年 12 月 27 日、条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「H29. 10. 12 に私が行った公益通報に係る H29. 12. 19 付大福祉第 3140 号により調査を行っているが、①この調査についての所属長決裁、②私に対する調査結果の報告（通報に希望している）。」の保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件情報」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例 23 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「平成 29 年 10 月 12 日に開示請求人が行った公益通報については、平成 29 年 11 月 1 日に大阪市公正職務審査委員会より公益通報に係る審議結果について通知があったため、心身障がい者リハビリテーションセンターにおいて調査を行い、心身障がい者リハビリテーションセンター内でその調査結果を供覧したが、福祉局長までの供覧は行っておらず、また、開示請求人に対して調査結果の報告を行っていないことから、当該保有個人情報については、作成又は保有しておらず、実際に存在しないため」

3 審査請求

審査請求人は、平成 30 年 2 月 13 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号の規定に基づき本件審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

公益通報に係り行った調査とその結果について、所属としての調査を行う意志決定と調査結果の是非についての意志決定（所属長決裁）が確認できる文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

公益通報に係り行った調査について、担当課（リハセン）のみの供覧のみで済ましており、必要な決裁を行っていないのは文書管理規則等に違反している。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、次のとおりである。

1 本件請求に至る経過

平成 29 年 11 月 1 日に大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）より「公益通報に係る審議結果について（通知）」があった（以下、当該公益通報を「本件公益通報」と、当該通知を「本件通知」という。）。

本件公益通報については、平成 29 年 10 月 12 日付けで委員会あてに出された、心身障がい者リハビリテーションセンター（以下「リハセン」という。）に在籍していた、実施機関の職員の出張旅費の不正請求に関するものであったが、本件通知は、「大阪市公正職務審査委員会（第 1 部会）において審議を行った結果、第一義的には所属において対処すべき事項であるため、公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められませんでした。通報者保護を徹底の上、所属において調査その他の措置をとるなど適切に対処してください。」との内容であった。

そのため、平成 29 年 11 月 2 日、リハセンにおいて、通報のあった内容について調査を行い、調査結果をまとめた文書及び本件通知を同日付けでリハセン内において文書管理システムにより供覧を行った。

当該供覧文書については、平成 29 年 12 月 5 日付けで審査請求人より開示請求があり、平成 29 年 12 月 19 日付け大福祉第 3140 号により部分開示決定を行っている。

その後、平成 29 年 12 月 27 日付けで本件請求があり、平成 30 年 1 月 16 日付け大福祉第 3444 号により本件決定を行ったものである。

2 本件決定を行った理由

審査請求人は、実施機関が公益通報を受けて行った調査について、担当課（リハセン）内限りの供覧のみで済ましており、必要な決裁を行っていないのは文書管理規則等に違反していると主張する。

しかしながら、本件公益通報に係る対応結果については、平成30年度に公益通報制度の所管局である総務局監察部監察課から照会がなされる予定であることから、その際に、本件公益通報に係る調査結果及び総務局監察部監察課への回答について、所属長である福祉局長を決裁権者として決裁を行う予定である。

したがって、本件請求時点では、本件情報を作成又は取得していないことから、本件決定をおこなったものである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 公益通報制度について

大阪市では、職員等が行った違法又は不適正な事案について、広く通報を受け付け、事実調査を行い、是正を図るために、公益通報制度を整備している。そして、公益通報に対する事務は、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に係る事務取扱要領」（以下「本件要領」という。）に基づき行われている。

公益通報がなされると、委員会で調査の可否を審査し、調査が必要な場合には、調査の実施後、調査結果、改善策及び再発防止策等を委員会で審議することとなっており、委員会において調査が必要であると認められなかった場合においては、所属あてにその旨通知し、所属において調査その他の措置をとるなど適切に対応することとなっている。

3 争点

審査請求書に記載の審査請求の趣旨及び審査請求の理由からすると、単に、本件情報を作成していないことが文書管理規則等に違反しているとの主張のみであるとも解されるが、実施機関は、本件審査請求の趣旨を本件情報が作成されているはずだとの主張と解し、本件審査請求を維持した上で本件決定の妥当性を主張していることから、本件審査請求における争点は、本件情報が存在しないとしてした本件決定の妥当性である。

4 本件決定の妥当性について

- (1) 当審議会において本件通知及び本件公益通報に係る調査結果をまとめた文書（以下「本件文書」という。）を見分したところ、本件公益通報については、委員会において公益通報制度としての調査等を必要と認めず、所属において適切に対応するものであるとして実施機関あてに通知しており、実施機関は本件通知を受け、所属と

して本件公益通報について適切に対応するために、通報のあった内容に係る調査(以下「本件調査」という。)を行ったと認められる。

本件通知に基づき本件調査を行うことは本件要領において定められている通常の見取りであり、改めて意思決定が必要とされる特段の事情も見受けられないことから、本件調査を行う意思決定としての決裁文書は作成していないという実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

- (2) また、実施機関において、決裁を行うべき事案について、大阪市公文書管理規程(平成13年達第9号)第15条は、「事案の意思決定を行うときは、事務担当者が意思決定の方針を起案し、意思決定に関与する者及び意思決定につき権限を有する者の決裁を受けなければならない。」と規定している。

これを本件文書を作成する行為に当てはめると、当該行為は事案の事実の確認に留まるものであり事案の方針に関わる意思決定を行う必要がないことから、大阪市公文書管理規程第15条により権限を有する者の決裁を受けなければならないものとは言えず、審査請求人が開示を求める本件情報は、決裁文書として存在しないという実施機関の主張に不自然不合理な点は認められない。

- (3) 以上より、本件情報を作成又は取得していないとしてなされた本件決定は妥当である。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 村田尚紀、委員 玉田裕子、委員 上田健介

(参考) 調査審議の経過 平成29年度諮問受理第14号

年 月 日	経 過
平成30年3月13日	諮問書の受理
平成30年8月17日	実施機関から意見書の收受
令和元年7月17日	調査審議
令和元年8月8日	調査審議
令和元年10月31日	調査審議
令和元年11月14日	調査審議
令和元年12月2日	審査請求人から意見書の收受
令和元年12月5日	調査審議(審査請求人の口頭意見陳述)
令和2年2月13日	調査審議
令和2年3月19日	答申